

四国地方整備局
徳島河川国道事務所長 石川 浩 殿

特定非営利活動法人 コモンズ
代表理事 喜多 順三



吉野川水系河川整備計画策定に際し実施する 「吉野川流域住民の意見を聴く会」の進行について（回答）

標記に関する貴職依頼の「国四整徳地第 6 号（平成 18 年 5 月 23 日付）」、及び、「国四整徳地第 13 号（平成 18 年 6 月 19 日付）」による「吉野川流域住民の意見を聴く会」（以下、「住民の意見を聴く会」という）の進行にかかるファシリテータの派遣につきまして、コモンズは「コモンズ第 0601 号（平成 18 年 5 月 30 日付）」「コモンズ第 0602 号（平成 18 年 6 月 22 日付）」の回答を提出いたしました。

また、平成 18 年 6 月 23 日付の貴職記者発表により、「コモンズ第 0602 号」に対する貴職によるグラウンド・ルールの策定及び公開のご対応、確認いたしました。

以上の経過を踏まえ、本件受諾の条件につきまして、平成 18 年 6 月 24 日にコモンズ臨時総会で検討いたしましたので、その結果を下記の通り回答いたします。

記

1. コモンズ第 0601 号・別紙 1 「4. ファシリテータ受託の条件」（平成 18 年 5 月 30 日付）について

1) 条件—1) について

以下に示す事項以外は、「条件—1」は満たされたと判断しました。

コモンズ第 0601 号・別紙 2 「2. グラウンド・ルールの策定」で、「グラウンド・ルール」が、「あらかじめ公表され、参加者に認められること」の必要性を提示しております。本件につきまして、平成 18 年 6 月 23 日に国土交通省より、「住民の意見を聴く会」のグラウンド・ルールが策定され公表されました。

グラウンド・ルールは、参加者・主催者・ファシリテータの三者から認められることが必要と、コモンズは考えております。現時点では、主催者、及び、主催者（国土交通省）がファシリテータを依頼しているコモンズから、グラウンド・ルールは認められていると、コモンズは判断しています。しかしながら、参加者（予定者）からグラウンド・ルールが認められているかは、不明な段階にあります。

このため、コモンズは、「住民の意見を聴く会」のグラウンド・ルールが「参加者に認められているかどうか」を確認する措置として、「住民の意見を聴く会」の初回開催に先立ち、「グラウンド・ルールの内容の是非」について流域住民からの「意見募集」の実施を要望します。

第1回の「住民の意見を聴く会」が平成18年7月8日に開催が予定されていることを、コモンズは認識しています。しかしながら、「住民の意見を聴く会」が、流域の住民から、丁寧に、幅広く、公平に意見をお聞きする場とするために、「グラウンド・ルール」に関する「意見募集」を貴職に要望します。具体的には、少なくとも、ホームページ等による「意見募集」を初回開催までに1週間程度実施することを求めます。

コモンズは、「グラウンド・ルールの内容の是非」についての参加者からの「意見募集」は、「住民の意見を聴く会」の開催後も、継続して実施する必要があるものと考えています。このため、グラウンド・ルール（平成18年6月23日版）が、必要な場合、改定される仕組みとなることを求めます。

2) 「条件 2」について

条件 2は、満たされたと判断しました。

3) 「条件 3」について

条件 3は、今後、上記「1 .」について、及び、「協定書(案)」が、文書等により打ち合わせが行われることを持って、満たされたと判断します。

2. コモンズ第 0602 号・別紙 2 「協定書（案）」の追記事項について

コモンズ第 0602 号・別紙 2 「協定書（案）」に、下記事項を追記します。

「協定書（案）」の追記事項（凡例：下線部追加力所）

（追加 1）

3. 協定事項、3.2 詳細事項、(2) コモンズの責務等

- ・ コモンズは、自ら、中立・独立の立場にあることを、必要に応じ文書等により公表できるものとします。また、コモンズは、住民の意見を聴く会において、グラウンド・ルールに基づくファシリテータの任に就くことの是非を確認することができるものとします。

（追加 2）

4. 協定の解除

本協定は、次の場合解除します。

- ・ 「住民の意見を聴く会」が終了したとき。
- ・ 国土交通省は、コモンズがグラウンド・ルール、及び、本協定に逸脱していると国交省が判断するとき、また、コモンズがファシリテータとして参加者から認められないと国交省が判断するとき、その理由を公開した上で、本協定を解除しファシリテータを罷免することができます。
- ・ コモンズは、国土交通省がグラウンド・ルール、及び、本協定に逸脱しているとコモンズが判断するとき、また、コモンズがファシリテータとして参加者から認められないとコモンズが判断するとき、その理由を公開した上で、本協定を解除しファシリテータを辞することができます。

3. ファシリテータの受諾について

貴職より、以下の項目が全てコモンズにより確認された時点で、コモンズはファシリテータを受諾します。

- 1) コモンズ第 0603 号「記 1 .」に示される、「グラウンド・ルールの内容の是非」についての流域住民からの「意見募集」が実施されること
- 2) コモンズ第 0603 号「記 1 .」に示されるグラウンド・ルールが、必要な場合改定される仕組みとなること
- 3) コモンズ第 0602 号「別紙 2」、及び、コモンズ第 0603 号「記 2 .」に示される協定書（案）が、国土交通省およびコモンズ間で合意されること

以上